

とちぎの環境美化県民運動にご協力ください!

「とちぎの環境美化県民運動」として、5月25日の県民統一行動日を中心に、県内一斉の清掃活動を実施します。きれいな住環境を維持するため、ぜひ自治会等の清掃活動にご参加ください。

※実施場所や時間などは、各自治会の回覧でご確認ください。

■問合せ 環境課環境衛生係 ☎72-6916

ごみステーションの整備費を補助します

自治会等でごみステーションを設置する際はご活用ください。

▼対象

- ・ごみステーションの新設（野積みから工作物への変更を含む）
- ・ごみステーションの建替え（修繕は除く）
- ・ごみステーションの増設

▼補助率 総経費の3分の1

（上限 30,000円）

▼補助要件

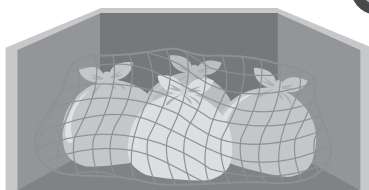
- ・おおむね10世帯以上の利用があること
- ・設置場所の地権者らの承諾があること（私道に隣接する場合は私道利用承諾書が必要です）
- ・工作物はごみの搬入または搬出が容易な構造であること
- ・工作物は外部から視認ができ、開口部が観音開きまたは引き戸開きの構造であること
- ・ごみステーションの清掃などの管理体制が整備されていること
- ・収集作業および交通安全上、危険な場所でないこと
- ・ごみ収集車が容易に方向転換または通り抜けができること

▼その他

- ・申請をご希望の方は、必ず事前協議書の提出をお願いします。
- ・提出後、ごみの収集に支障がな

いかなど現地確認を実施します。先着順のため、予算がなくなり次第終了することがあります。補助金を活用せずにごみステーションを設置する場合であっても、ごみステーション整備事業費補助金交付要綱に準じた手続きが必要となります。

▼申込み・問合せ 環境課環境衛生係 ☎72・6916



鳥獣対応のすめ No.7

鳥類一斉捕獲の意味

毎年、5月と6月に実施している『鳥類一斉捕獲』とはどのような活動を行っているかご存じですか。活動理由や活動方法などについて紹介します。

▼活動理由と対象鳥類

対象になる鳥類は、カモ類、カラス類、カワウ、サギ類です。町内全域でこれらの鳥類による農作物への被害（水稻・畑作物）が発生しています。一斉捕獲は田植え後の水稻の被害を軽減するために行います。

▼活動方法

町内で活動している『猟友会』がそれぞれ所属している【班】に分かれ、二人以上のグループで田んぼを地域ごとに巡回します。捕獲する際は細心の注意を払って発砲します。



▼活動日程

- ・5月17日(土)～20日(火)
- ・6月14日(土)～17日(火)

▼捕獲区域

湯本地区を除く町内全域

※国有林内および住宅密集地では行いません。

▼注意喚起

捕獲期間中、野外での作業を予定している場合は、目立つ服装や赤い布などを掲げ、事故の防止にご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 農林振興課畜産係 ☎72・6911

